

外国人との婚姻による氏の変更届のご案内

日本人配偶者が、その氏を外国人配偶者の称している氏に変更しようとする場合は、婚姻後（米国の方式での婚姻後）**6か月以内に限り**、日本の家庭裁判所の許可を得ることなく戸籍上の氏を変更することが出来ます。

必要書類

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1. 外国人との婚姻による氏の変更届
※当館からお取り寄せください。 | 2 通 |
| 2. 届出人のパスポートのコピー（顔写真のページ） | 1 通 |
| 3. 届出人の米国査証またはグリーンカードのコピー | 1 通 |
| 4. 届出人連絡先表 | 1 通 |

※婚姻届と同時に同届出をされる場合は、2、3、4は不要です。

※戸籍に同居者がいる場合、氏変更の効果は届出人にのみあり、同じ戸籍に入っているお子様には及びません。（例：母親の氏が変わって新戸籍が編成されても、お子様は前の戸籍に変更前の氏のまま残ります。）そのため、父又は母と同じ新戸籍にお子様も入ることをご希望される場合は、氏を変更した父または母と同居する旨の「入籍届」を「外国人との婚姻による氏の変更届」と同時にご提出ください。